

令和6年度大阪エコ農産物の残留農薬分析結果について（10月実施分）

大阪府環境農林水産部農政室推進課

1 目的

大阪エコ農産物の安全・安心の確保に向け、農薬の使用状況と残留農薬を調査し、生産者に対して農薬の適正使用の指導を行う。

2 分析期間 令和6年10月28日～10月30日

3 分析農薬の種類 50農薬

4 検査機関 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

5 分析結果

5種類の作物について、計10検体調査を行いました。

食品衛生法に基づく残留基準値を超える検体はありませんでした。

表 分析結果

作物の種類	エコ栽培基準 (農薬上限使用 延成分回数)	分析検体 数	農薬が 検出さ れた 検体数	検出された農薬の 成分名	残留濃度 (ppm)	残留 基準値 (ppm)
水稻	7	4	1(*1)	フェリムゾン	0.18	2
				フサライド	0.01	1
				フルトラニル	0.23	4
				エトフェンプロックス	0.03	0.3
温州みかん	10	3	0	—	—	—
さつまいも	0	1	0	—	—	—
さといも	4	1	0	—	—	—
こまつな	3	1	1(*2)	ジノテフラン	0.09	10
				フルフェノクスロン	0.05	10

*1 エコ農産物の栽培基準の超過（農薬取締法及び食品としての問題はありません。）

水稻4検体中1検体で検出されたフェリムゾン、フサライド、フルトラニル、エトフェンプロックスについては、農薬取締法上、水稻に登録があります。しかしながら、今回の残留農薬分析結果により、水稻のエコ栽培基準（農薬上限使用延成分回数：7）を超過したことが明らかになったことから、速やかにエコ農産物としての販売は行わないことを確認しました。

基準超過の原因が、散布機具の洗浄不足と判明したため、当該の生産者に対し農薬の適正使用について指導しました。

*2 農薬取締法、食品衛生法、エコ農産物の栽培基準のいずれにおいても問題ありません。

こまつなで検出されたジノテフラン、フルフェノクスロンは、こまつなに登録があり、適正に使用されたものです。